

特別養護老人ホーム あそかのもり
(指定介護老人福祉施設)

重要事項説明書

社会福祉法人 アソカ仁寿会

令和 6 年 8 月 1 日 改訂

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人アソカ仁寿会
- (2) 法人所在地 長崎県佐世保市松瀬町 1 1 5 0 番地
- (3) 電話番号 0 9 5 6 - 4 9 - 6 0 7 0
- (4) 代表者氏名 理事長 山崎 一人
- (5) 設立年月 平成 7 年 1 2 月 2 8 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類
指定介護老人福祉施設 平成 1 2 年 4 月 1 日指定 長崎県 4270200787 号
- (2) 施設の目的
指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称
特別養護老人ホーム あそかのもり
- (4) 施設の所在地
長崎県佐世保市松瀬町 1150 番地
- (5) 電話番号
0 9 5 6 - 4 9 - 6 0 7 0
- (6) 施設長名
大坂 晴子
- (7) 当施設の運営方針
 - ・利用者の処遇の向上に努める
 - ・社会貢献に努める
 - ・職員資質の向上に努める
 - ・環境の整備に努める
 - ・安全管理に万全を期す
- (8) 開設年月
平成 9 年 1 月 1 1 日
- (9) 入所定員
5 0 名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は原則として4人部屋ですが、個室などの他の種類の居室をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	客数 (ベッド数)	備 考
従来型個室 (1人部屋)	13 室 (13 床)	一人あたり 15.164 m ²
多床室 (4人部屋)	10 室 (37 床) 〈うち、ショートステイ3床〉	1 室 49.639 m ² 一人あたり 12.410 m ²
合 計	23 室 (50 床)	
食堂	1 室	118.333 m ²
機能訓練室	1 室	54.48 m ²
浴室	1 室	一般浴 機械浴 (リフト)
医務室	1 室	15 m ²

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。

☆居室に関する特記事項

全館冷暖房加湿装置付

- ① 電動式ベッド (3段切替)
- ② ユニットタンス
- ③ 床頭台
- ④ オーバーテーブル
- ⑤ 洗面台
- ⑥ トイレ (便座温度切替装置付)
- ⑦ テレビ (個人購入にて電気代利用者負担となります。)

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

1. 主な職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。(令和6年4月1日現在)

職 種	配置数 (常勤換算)	指定基準	配置に関する備考
1. 施設長	1	1	
2. 介護職員	19	15	うち5名は短期入所と兼務
3. 生活相談員	1.5	1	
4. 看護職員	2.2	2	
5. 機能訓練指導員	1	1	
6. 介護支援専門員	1	1	
7. 医師〈嘱託医〉	1	1	
8. 栄養士(管理栄養士含む)	3.8	2	うち管理栄養士、栄養士 1名は短期入所と兼務
9. その他(調理員、事務員)	10	必要数	うち調理員1名は 短期入所と兼務

2. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	隔週火曜日 13:30～16:00 1名
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 6:30～15:30 2名 8:00～17:00 1名 9:00～18:00 4名 11:00～20:00 1名 22:00～ 7:00 1名 16:30～ 9:30 2名

3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員	
	7 : 0 0 ～ 1 0 : 0 0	1 名
	7 : 0 0 ～ 1 2 : 0 0	1 名
	9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0	1 名
4. 機能訓練指導員	1 0 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0	1 名
	1 日 8 時間	1 名

3. 配置職員の職種

介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3 名のご利用者に対して 1 名の介護職員を配置しています。
ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1 名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員

主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護等も行います。2 名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員

ご契約者の機能訓練を担当します。
1 名の機能訓練指導員を配置しています。

栄養士

一般食・治療食があり、ご契約者の要望に対応いたします。
1 名の管理栄養士、2 名の栄養士を配置しています。

介護支援専門員

ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1 名の介護支援専門員を配置しています。

医師

ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1 名の医師を嘱託医として配置しています。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 介護保険から給付されるサービス
- (2) 一部又は全額を負担していただくサービスがあります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 3 条参照）

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載してある割合に準じて、利用料金の 7 割～9 割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事

- ・食費は別途いただきます。
- ・管理栄養士を配置し、栄養ケア計画の作成に基づき栄養管理、評価等を行います。

- ・療養食（糖尿食、腎臓病食、肝臓病食、貧血食など）主治医食事箋に基づき実施。

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため、離床し、食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、状況に応じて、居室での支援も行います。

	朝 食	7 : 3 0 ~ 8 : 4 5	
(食事時間)	昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 1 5	
	夕 食	1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 1 5	(毎食後、口腔ケアを実施)

②入浴

- ・入浴の実施にあたっては、事前に健康管理を行います。
- ・入浴又は清拭を週 2 ～ 3 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴及び特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄状況をふまえ、排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した支援を行います。
- ・当施設指定のオムツ使用の方に限り負担金はありません。（定時、随時トイレ誘導など）

④機能訓練

- ・ご契約者の心身の状態に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、または、その減退を防止するための生活訓練（レクリエーション・各種行事への参加等）を通じて機能訓練指導を行っています。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、経管栄養、インシュリン注射、人工肛門などの特殊な看護にも対応し、健康管理を行います。
 - ・隔週火曜日京町病院より医師が来所し、設置している診察室において、健康・診察など管理を行い、急変には京町病院にて検査や入院などの支援を行います。
- 他科受診には主治医の指示にて支援を行います。

⑥褥瘡防止

- ・褥瘡が発生しないような適切な介護に努めます。
- ・褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画の作成・実践並びに評価を行います。
- ・看護職員、介護職員、栄養士、介護支援専門員からなる褥瘡防止委員会を設置し、マニュアルの作成・見直し、積極的な指導及び職員研修の機会を設けます。

⑦その他自立への支援（14 ページ参照）

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・残存機能の維持向上が図れるよう、必要な支援を行います。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援します。

⑧レクリエーション・クラブ活動（16 ページ参照）

⑨日用品の買い物などの代行

⑩介護用品紹介

⑪他科受診・・・ 歯科、眼科、泌尿器科、外科などの受診介助

＜サービスの利用料金＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費・食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○ サービス利用料金表（自己負担分）

【従来型個室（1人部屋）及び多床室（4人部屋）】（月額＝31日分）

単位：円

要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
④	基本利用料	589	659	732	802	871
⑤	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	22	22	22	22
⑥	個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	12	12	12	12
⑦	個別機能訓練加算（Ⅱ）【月額】	20	20	20	20	20
⑧	褥瘡マネジメント加算【月額】	3	3	3	3	3
⑨	排泄支援加算【月額】	10	10	10	10	10
⑩	科学的介護推進体制加算【月額】	50	50	50	50	50
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）【月額】 ＜(④～⑥の合計×日数+(⑦～⑩))×14%＞		2,715	3,019	3,336	3,640	3,939
介護サービス費合計（31日分）1割		22,111	24,585	27,165	29,639	32,077
介護サービス費合計（31日分）2割		44,222	49,170	54,330	59,278	64,154
介護サービス費合計（31日分）3割		66,333	73,755	81,495	88,917	96,231

※安全管理体制強化加算は入所時に1回（10円/月）

加算内容によって介護サービス費合計が変わります。

☆料金表の金額は利用者と介護・看護職員の割合が3：1の場合です。

☆償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

＜加算についての説明＞

- ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　　《22 円/日》
介護福祉士 80%以上または勤続 10 年以上の介護福祉士を 35%以上配置しています。
- ② 看護体制加算（Ⅰ）　　《6 円/日》
常勤の看護師を 1 名以上配置して、健康上の管理を行います。
- ③ 看護体制加算（Ⅱ）　　《13 円/日》
入所者の重度化に伴い、医療ケアについて基準より多くの看護職員の配置とオンコール体制を確保し健康上の管理を行います。
- ④ 夜勤職員配置加算（Ⅲ）　《28 円/日》
夜勤帯において、介護職員・看護職員の配置を基準数以上、また、喀痰吸引等の実施できる看護職員・介護職員を配置し、入所者のケアの充実を図っています。
- ⑤ 科学的介護推進体制加算　《50 円/月》
科学的情報システム（LIFE）を活用し厚生労働省へのデータ提出と、フィードバックの活用によりケアの質の向上に努めます。
- ⑥ 個別機能訓練加算　《12 円/日》　《20 円/月》
個々の生活に、即した訓練を提供し、身体機能の維持、向上に努めます。
- ⑦ 褥瘡マネジメント加算　《3 円/月》
褥瘡（床ずれ）の発生に係るリスクについて定期的に評価を行い、褥瘡発生予防に努めます。
- ⑧ 口腔衛生管理加算　　《110 円/月》
協力歯科の歯科医師・歯科衛生士より指示・指導を受け、入所者の口腔機能維持、口腔内の衛生保持に努めます。
- ⑨ 排泄支援加算　《10 円/月》
排泄状態の改善を目指し、定期的な評価を行い、排泄状態の向上に努めます。
- ⑩ 認知症行動・心理症状緊急対応加算　《200 円/日》
医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断した者に対して、介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。
- ⑪ 安全管理体制加算《20 単位/入所時 1 回》
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置しています。
- ⑫ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　《（基本利用料＋各加算）×14%》
月の途中の入・退所は、日割り計算となります。

☆上記以外にも、状況に応じて次の加算が発生する場合があります。

「初期加算(30 円/日)」 「療養食加算(6 円/回)」 「外泊時費用(246 円/日)」

「低栄養リスク改善加算(300 円/月)」 「経口維持加算Ⅰ(400 円/月)」

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の一部又は全部がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 居住費 多床室（基準費用 915 円/日） 従来型個室（基準費用 1,231 円/日）
食費 （基準費用 1,445 円/日）
- ② 特別な食事 嗜好品による食品
- ③ 理髪・美容 ご契約者のご希望により理容師・美容師の出張サービスをしていただきます。
（利用料金：要した費用の実費）
- ④ レクリエーション、クラブ活動
ご契約者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。クラブ活動時、外部からの講師またはボランティア等をお呼びすることもあります。
（利用料金：要した費用の実費）
- ⑤ 複写物の交付
ご契約者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要な方は交付します。
- ⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。
当施設指定のおむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。
- ⑦ 福祉用具購入費用に係る費用
施設では、規定の福祉用具を提供する為の整備をしております。
- ⑧ 契約書第21条に定める所定の料金
ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（日額負担料）をいただきます。
☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明いたします。
☆保険給付対象内・外についてのサービス利用料金表を参照ください。（17 ページ参照）
☆居住費と食費に関しては介護保険負担限度額認定申請により、基準負担額と負担限度額との差額を保険給付（減額認定）される場合があります。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金、費用は、毎月末日締め切りで1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。
（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。）

ア. ゆうちょ銀行の口座振替

申込書にご記入の上、押印して職員にお渡し下さい。

毎月20日に自動引落になります。

イ. 十八親和銀行口座への振込

十八親和銀行 佐世保本店営業部 (普通預金) No.2190276
社会福祉法人 アソカ仁寿会
理事長 山崎 一人

ウ. 窓口での現金払い

6. 入所中の医療の提供について

- (1) 入所中の医療については、迅速に対応（連携・連絡）できるよう配置医師への主治医変更をお願いしております。
- (2) 緊急の場合や、配置医師の専門科目外で診療が必要となった場合、速やかに診療を受けることが出来るよう協力医療体制を整えております。

【協力医療機関】 京町病院、あずま歯科医院、上条泌尿器科医院、
山口てつ整形外科クリニック、品川眼科医院

- 入所前に健康診断を受けてください。
- その他 年2回の定期健康診断（京町病院）
隔週1回の定期回診（京町病院----火曜日）
- 急変時には搬送します。

*事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は予め定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

*高齢者は、常に誤嚥による窒息、転倒骨折、不慮の事故などの容態急変が考えられます。施設としても可能な限りの対応は行いますが、医師は常駐しておりませんので、医療処置に限界があることをご了承ください。（緊急時における救命処置参照）

*緊急連絡先の変更については、必ずお知らせ下さい。

【協力医療機関】

①	医療機関の名称	京町病院	
	所在地	佐世保市常盤町 4-15	TEL. 0956-25-2255
	診療科	内科	

②	医療機関の名称	あずま歯科医院	
	所在地	佐世保市瀬戸越 2 丁目 2-10	TEL. 0956-40-6610
	診療科	歯科	

③	医療機関の名称	上条泌尿器科	
	所在地	佐世保市田原町 12 番 24 号	TEL. 0956-49-4847
	診療科	泌尿器科	

④	医療機関の名称	山口てつ整形外科クリニック	
	所在地	佐世保市矢峰町 90 番 25 号	TEL. 0956-76-8520
	診療科	整形外科	

⑤	医療機関の名称	医療法人佐世保回春会 品川眼科医院	
	所在地	佐世保市田原町 13 番 15 号	TEL. 0956-41-0800
	診療科	眼科	

協力医療機関とは・・・

定期的な健康管理や急変時の対応など、日頃より施設と連携をとり入所者の安全を確保するためにご協力頂いている医療機関です。

＊ご契約者やご家族のご希望の医療機関については、配慮いたします。

（３）看護職員と介護職員の連携による医療的ケア実施について

「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて」（医政発第 0401 第 17 号 H22. 04. 01）の条件を満たし、利用者・職員ともに安心できる体制づくりに施設全体で取り組みます。

〔対象となる医療的ケアの範囲〕

- ①口腔内のたんの吸引（咽頭の手前まで）
- ②胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）

7. 身体拘束廃止への取り組み

1. 身体拘束を行う場合は、ご利用者の生命や身体を保護するために、やむを得ない場合に限って、事前にご利用者やご家族に十分説明し同意を得た上で行います。
2. 身体拘束の継続が必要な場合もケア方法の改善や環境の整備などにより、身体拘束を必要としない状態をつくりだす方向を追求します。
3. あそかのもり身体拘束廃止委員会の設置により、委員会メンバーによる身体拘束廃止マニュアルの作成・見直しを実施し、マニュアルに基づく身体拘束廃止に向けた適切な職員の指導及び、積極的な職員研修の機会を設けます。

8. 高齢者虐待防止の取り組み

1. 入所者・利用者の人権擁護、虐待防止等の為、必要な体制の整備を行います。
2. 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
3. 従業者に対して、虐待防止の為の研修を定期的実施します。
4. 事業者はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者等（利用者の家族、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとする。

9. 事故防止及び事故発生時の対応について

当施設では、事故発生が予見できる場合は、予めその可能性を把握し、具体策を講じる等の配慮を行っております。又、事故防止のため、担当を設置、委員会を設置し、勉強会や研修会への参加を行っております。万一、事故が発生した場合は、事故対応マニュアルに添って迅速に誠意を持って対応します。

社会福祉法人アソカ仁寿会 事故対応マニュアル

1. 利用者への対応

利用者が事故により、身体に障害が発生している場合は、治療、生命維持のための可能な限りの応急処置をとる。

- (1) 事故を起こした当事者は、各サービス提供責任者に報告する。

サービス提供責任者は速やかに介護支援専門員と管理責任者（施設長、理事長）に報告し、指示を得るとともに、他のスタッフと協力し、最善の処置をとる。

2. 利用者の家族への連絡

説明は各サービス提供責任者が行い、速やかに事実を伝える。

管理責任者（施設長、理事長）は、解決まで責任をもって誠実に対応する。

- (1) 事故発生当初には、不明なところもあるが、事故発生の状況の説明は、慎重かつ確実に行う。当初不明確であった状況も後日、必ず家族に伝える。
- (2) 利用者、家族の緊急連絡先は、必ず把握しておく。

3. 事故状況把握

正確な把握が必要で、再度の事故防止策として、当日カンファレンスを行い、防止策の検討を行い、実施する。

- (1) 事故の概要をできるだけ詳細に記載できる様式にした報告書を作成する。
- (2) 物損事故の場合は、その損害品も撮影する。

4. 関係機関への届出報告

事故の程度、状況に応じて関係機関へ施設長、理事長が連絡する。

【行政機関】 佐世保市長寿社会課

【警察】 利用者が死亡した場合等、重大事故と判断される場合

【顧問弁護士】

【保険会社】 事務主任が行う。

10. 個人情報保護に対する指針

1. 当施設では、ご利用者の尊厳を守り、安全管理に配慮するために、個人情報の取得に関しては、利用目的を明示し事前に同意を得た上で、個人情報の適切な取得・管理・利用・開示・委託を行います。
2. 個人情報保護に関する規定を整備し、個人情報保護への取り組みを職員に周知徹底させて個人情報の安全性確保の措置に努めます。
3. ご契約者やご家族が個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除などを申し出た場合には、迅速に対応します。

11. 苦情の受付について

利用者又はその家族より苦情の申し出があった場合、解決までの処理は以下のようになります。

- ①はじめに、苦情受付担当者が、利用者及びその家族からの苦情・相談を受付、内容を確認した上で、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。
- ②苦情受付担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、苦情解決責任者及び苦情相談の受付となっている部署の責任者と協議し解決する。
- ③事業所内で解決が困難な場合は、あらかじめ事業者が選任した第三者委員の立会いの下、利用者との話し合いを行い解決する。
- ④③で解決が困難な場合は、下記の行政機関に申立てができる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を伝え指示を仰ぐものとする。
- ⑤苦情受付担当者は、苦情受付から解決、改善までの経過と結果について記録をする。
苦情解決責任者は、改善を約束した事項について、随時苦情申出人へ報告する。
- ⑥申出のあった事項について、事業所での改善に取り込む。
職員参加によるサービス改善、向上のための取り込みの場を設け、個別の事例ごとに対策を検討する。

- ⑦苦情解決責任者は、苦情解決に向けての取り組み実績を広報誌等で公表する。
- ⑧苦情の内容が緊急な対応を必要とされる場合で、委員会の開催が困難な場合、委員会委員長又は代わる委員が対応方法を第三者委員に相談し、迅速かつ適切に対応し、速やかに苦情処理責任者に報告するものとする。

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

【苦情解決責任者】	施 設 長	大坂 晴子
【苦情受付窓口及び担当者】	生活相談員	山崎 春香・辻 篤司
	介護支援専門員	溝口 弘輔
【受 付 時 間】	月曜日～金曜日	8：30～17：30
【電 話 番 号】	TEL (0956) 49-6070	FAX (0956) 49-6071
☆苦情受付ボックスを1階浴室横に設置しています。		

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場からの当事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。

利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

名前	連絡先
鶴田 竹一	佐世保市知見寺町 1350 番地 2 TEL. 0956-40-8388

(3) 行政機関その他苦情受付機関

佐世保市長寿社会課 介護保険係	佐世保市高砂町 5-1 TEL. 0956-24-1111 FAX. 0956-25-9670 受付時間 8:30-17:15
長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課	長崎市今博多町 8-2 TEL. 095-826-7293 FAX. 095-826-1779 受付時間 8:30-17:15
佐世保市社会福祉協議会	佐世保市八幡町 6-1 TEL. 0956-23-3174 FAX. 0956-23-3175 受付時間 8:30-17:15

重要事項説明書 付属

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階
- (2) 建物の延床面積 4,025.54 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【短期入所生活介護】

平成11年10月1日指定 長崎県4270200225号 定員20名

【通所介護】

平成11年10月1日指定 長崎県4270200225号 定員25名

【訪問介護】

平成11年10月1日指定 長崎県4270200225号

【居宅介護支援】

平成11年10月1日指定 長崎県4270200225号

【認知症対応型共同生活介護】

平成15年12月1日指定 長崎県4270201926号 定員27名

【生活支援ハウス】

平成15年4月1日開設 佐世保市委託事業 定員20名

【小規模多機能型居宅介護】

平成19年5月1日開設 長崎県4290200122号 定員24名

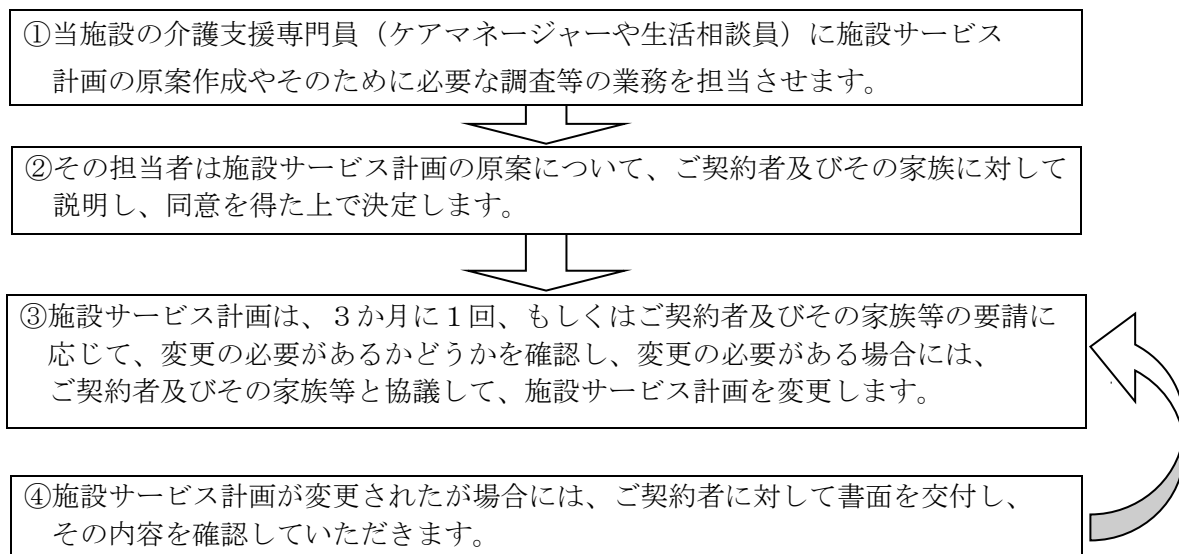
(4) 施設の周辺環境

佐世保市北部、住宅、文教区大野より車で5分程の日当たりのよい、緑多い小高い山にあり、佐世保港を望め、付近には池が散在し、大野運動広場もあり、季節ごとに花々が咲き、小鳥のさえずりが聞こえ、自然にも大変恵まれた環境にあります。

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



入所者スケジュール表

時 間	介 護 業 務	看 護 業 務
6 : 3 0	【起床】更衣・離床・トイレ 洗顔、整髪、義歯入れ	要観察者バイタルチェック 尿量チェック、尿検査採取など
7 : 0 0	移動（デイルーム）	経管栄養 点眼 与薬 食前血糖検査
7 : 3 0	朝食 口腔ケア 移動（居室）	インシュリン注射 酸素管理 朝食介助
8 : 4 5	トイレ誘導、臥床	吸入、吸引、膀胱洗浄
9 : 0 0	申し送り、環境整備、衛生	検温（全員）バイタルチェック 口腔ケア 入浴の可否決定、申し送り指示
1 0 : 0 0	配茶 おムツ交換 リネン交換（水） 入浴（火・金）	主治医報告、指示受け、外来通院介助 （健康診断：随時）
1 1 : 0 0	離床 トイレ 整髪 移動（デイルーム）	
1 2 : 0 0	昼食 口腔ケア 移動（居室）	昼食、与薬、インシュリン注射
1 2 : 3 0	トイレ誘導、臥床	排尿排便回数 食事摂取量チェック 経管栄養（水分補給）
1 3 : 0 0	入浴（月・火・木・金）	カンファレンス（ケアプラン作成）
1 3 : 3 0	レクリエーション、リネン交換（水）	回診（隔週火）、リネン交換（水）
1 4 : 0 0		吸引ボトル交換、尿量チェック、記録
1 4 : 1 5	離床 移動（デイルーム）	記録
1 4 : 3 0	おやつ	処置（軟膏処置、点眼、吸入、吸引）
1 5 : 0 0	トイレ誘導、臥床、おムツ交換	滅菌消毒、排尿排便チェック、記録
1 6 : 0 0	衛生	申し送り指示、インシュリン注射
1 6 : 3 0	離床 トイレ 整髪 移動（デイルーム）	夕食、与薬、
1 7 : 0 0	夕食 口腔ケア 移動（居室）	バイタルチェック、配薬準備 記録 経管栄養
1 8 : 1 5	トイレ誘導、臥床 おムツ交換	
1 9 : 3 0	臥床 おムツ交換、更衣	
2 0 : 0 0	配茶 与薬 （トイレ誘導、おムツ交換）	
2 1 : 0 0	消灯、就寝 (巡視時) トイレ誘導、おムツ交換、体交（6:00 まで）	

主なレクリエーション行事予定

月	行 事	内 容
1 月	元旦	理事長より年頭挨拶があり、お屠蘇とおせち料理を頂きます。
	初詣	2 日または 3 日に近くの神社に初詣に参ります。
	すごろく大会	各テーブル（食堂）を 1 チームとし、7 チームで競います。 大きめのサイコロと職員手作りのすごろくで、優勝チームとブービー賞には賞品もあります。
2 月	節分	2 月 3 日に職員数名が鬼となり、鬼の面をかぶります。 入居者の方々が作った豆で豆まきを行います。
3 月	ひな祭り	お雛様が飾られ、写真撮影を行います。 3 日おやつ時に甘酒とひなあられをいただきます。
4 月	花見	施設の玄関前に植えてある桜や、色とりどりの花をみたり、おやつを いただいたりします。施設の車で花見に出かける場合もあります。
5 月	端午の節句	節句の由来を職員がミニ劇で説明したり、おやつ時に柏餅をいただきます。
	母の日	母に感謝し、プレゼント贈呈
6 月	父の日	父に感謝し、プレゼント贈呈
7 月	七 夕	2 階テイルームに入所者の方々と短冊等で笹に飾り付けをします。
8 月	納涼会	皆で盆踊りをしたり、職員の出し物、屋台などがあります。
9 月	敬老会	式典で賞状・記念品授与の後、祝賀会があります。 ボランティア、職員の出し物があり、お寿司などのふるまいもあります。
10 月	紅葉ドライブ	施設の車で出かけ、とてもきれいな紅葉を楽しみます。
12 月	クリスマス会	施設内にて飾り付けをします。当日は理事長よりクリスマスプレゼント 贈呈や、職員、ボランティアの出し物があります。
5～11 月	ドライブ	時期や入所者の状態により出かける場所は、変わる場合があります。 施設の車で出かけ、花見や果物狩りなどを楽しみます。
1～12 月	誕生会	各月の誕生者の紹介をします。理事長よりお祝いの言葉とプレゼント 贈呈があります。誕生ケーキを皆でいただきます。
	喫茶会	お好みの飲み物、ケーキ（菓子）をお出しします。（誕生者がいない月）

※ 行事ごとに、厨房より特別メニューが工夫されております。

サービス料金表

(単位：円)

要介護度			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険対象	①	基本利用料	5,890	6,410	7,120	7,800	8,470
	②	サービス提供体制強化加算	220	220	220	220	220
	③	個別機能訓練加算（Ⅰ）	120	120	120	120	120
	④	個別機能訓練加算（Ⅱ）【月額】	200	200	200	200	200
	⑤	褥瘡マネジメント加算【月額】	30	30	30	30	30
	⑥	排泄支援加算【月間】	100	100	100	100	100
	⑦	科学的介護推進体制加算【月額】	500	500	500	500	500
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）【月額】 ＜(①～③の合計×日数+④～⑦)×14%＞		27,150	30,190	33,360	36,400	39,390
	介護サービス費合計（10割）		221,110	245,850	271,650	296,390	320,770
	介護サービス費合計 （自己負担分：1割）		①	22,111	24,585	27,165	29,639
	介護サービス費合計 （自己負担分：2割）		②	44,222	49,170	54,330	59,278
	介護サービス費合計 （自己負担分：3割）		③	66,333	73,755	81,495	88,917
保険外	居住費	＜従来型個室＞（31日分）	④	38,161（日額 1,231）			
		＜多床室＞（31日分）	⑤	28,365（日額 915）			
	食費（31日分）		⑥	44,795（日額 1,445）			
従来型個室 （1人部屋）		①+④+⑥合計額	1割	105,067	107,541	110,121	112,595
		②+④+⑥合計額	2割	127,178	132,126	137,286	142,234
		③+④+⑥合計額	3割	149,289	156,711	164,451	171,873
多床室 （4人部屋）		①+⑤+⑥合計額	1割	95,271	97,745	100,325	102,799
		②+⑤+⑥合計額	2割	117,382	122,330	127,490	132,438
		③+⑤+⑥合計額	3割	139,493	146,915	154,655	162,077

*介護保険負担限度額認定申請により減額認定される場合もあります。

★保険給付対象外

利用サービス項目	内 容	利 用 料
特別な食事 事務手続 電気使用料	個人的嗜好品の追加 行政代行等 個人負担	実費 実費（切手代他） 1ヶ月 500円

〔緊急時における救命処置についての同意書〕

契約者_____の緊急時における救命措置を、当施設職員の説明を受け、内容を確認した上で同意いたします。

○生命尊重の立場から、緊急時、当施設及び協力医院において最も適切と思われる医療手段を講じた救命医療措置の施行に同意いたします。

令和 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名

印

代 筆 者 住 所

氏 名

印

ご家族代表者 住 所

または

代 理 人 氏 名

印

事業者

社会福祉法人 アソカ仁寿会

特別養護老人ホーム

あそかのもり

施設長 大坂 晴子

印

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、特別養護老人ホームあそかのもりの重要事項を記した文書を交付し、説明を行いました。

令和 年 月 日

説 明 者 職 名

氏 名

印

私は、特別養護老人ホームあそかのもりの重要事項を記した文書の交付、説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者 住 所

氏 名

印

代 筆 者 住 所

氏 名

印

ご家族代表者 住 所

または

代 理 人 氏 名

印

事 業 者 佐世保市松瀬町 1150 番地
社会福祉法人 アソカ仁寿会
特別養護老人ホーム

あそかのもり

施設長 大坂 晴子 印